

証券コード 306A  
2026年5月14日  
(電子提供措置の開始日 2026年5月7日)

株主各位

東京都渋谷区神宮前1-5-8  
神宮前タワービルディング12階  
テクロ株式会社  
代表取締役 天野 央登

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://techro.co.jp/ir/>

電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、福岡証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。以下の福岡証券取引所ウェブサイトへアクセスしていただき、銘柄名(会社名)又は証券コードを入力・検索し、「詳細情報」、を選択のうえ、「株主総会招集通知」欄に掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。

福岡証券取引所ウェブサイト <https://www.fse.or.jp/listed/search.php>

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否を表示のうえ、2026年5月28日(木曜日)午後7時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、議決権行使書において、議案の賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

敬具

## 記

1. 日 時 2026年5月29日(金曜日) 午後4時45分
2. 場 所 福岡県 福岡市中央区 渡辺通 5-25-15 地産ビル天神 807号
3. 目的事項  
決議事項  
第1号議案 上場廃止の件  
第2号議案 定款一部変更の件

以 上

---

(お願い)

当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 上場廃止申請の件

当社は、2024年12月16日に福岡証券取引所 Fukuoka PRO Market（以下、「FPM」という。）へ上場いたしました。直近事業年度においては売上高 130,431 千円と過去最高を記録しましたが、上場準備に伴う一時的な費用の計上で経常利益 △12,913 千円となりました。一方、当事業年度は、実働型支援において新規顧客の獲得及びカスタマーサクセスの充実による既存顧客の満足度向上に注力し、上場に伴う信用力向上も功を奏し契約社数を伸ばすことができたため、中間決算では売上高 70,177 千円・経常利益 8,520 千円と直近事業年度を上回る水準での推移となりました。

このような状況下、近年の急速な賃上げ環境の進展を背景に、経営戦略の再検討を行った結果、今後は上場維持に伴う各種コストを、人材への投資へと振り向けていくことが、持続的な成長に資すると判断いたしました。

また、当社は今後の成長戦略として、AI 等のテクノロジーを活用した営業活動のデジタル化や業務効率化への積極的な投資を行っていく構想を描いております。これらの新たな投資においては、迅速かつ柔軟な経営判断が求められることから、株式の非公開化によって意思決定及び事業推進のさらなるスピードアップを図ることが最適であるとも判断をいたしました。

当社は、本上場廃止を通じて、中長期的な視点での企業価値向上に専念できる経営体制を構築し、結果として、より強固で持続可能な事業基盤を確立していく方針です。その上で、将来的には一般市場への上場を視野に入れ、さらなる成長と社会的価値の創出を目指してまいります。

非上場化後も、FPM 上場によって培われたコーポレートガバナンスや内部管理体制を継続的に強化しつつ、経営基盤の強化に努めてまいります。そしてこの選択は、将来的には当社の経営や事業の発展に大きく寄与するものと考えております。

以上の理由から、当社は「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 143 条第 1 項に基づき、FPM における当社株式の上場廃止を申請することといたしました。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### (1) 変更理由

第 1 号議案「上場廃止申請の件」の承認可決を条件に、2026 年 6 月 30 日を効力発生として、株式の譲渡制限の設定、電子提供措置等の廃止等、所要の変更を行うものであります。

また、2026 年 7 月 31 日を効力発生として株主名簿管理人に関する規定を削除するものであります。

## (2) 変更の内容

(下線部が変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第1条～第6条（条文省略）</p> <p><u>（自己の株式の取得）</u></p> <p><u>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第1条～第6条（現行どおり）</p> <p>（削除）</p> <p><u>（株式の譲渡制限）</u></p> <p><u>第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。</u></p> <p><u>（相続人等に対する株式の売渡請求）</u></p> <p><u>第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。</u></p>
<p>第8条～第9条（条文省略）</p> <p><u>（株主名簿管理人）</u></p> <p><u>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p><u>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p><u>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。</u></p>	<p>第9条～第10条（現行どおり）</p> <p>（削除）</p>
<p>第11条～第14条（条文省略）</p> <p><u>（電子提供措置等）</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面</u></p>	<p>第11条～第14条（現行どおり）</p> <p>（削除）</p>

<p><u>交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 <u>16</u> 条～第 <u>36</u> 条（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第 <u>15</u> 条～第 <u>35</u> 条（現行どおり）</p> <p><u>附則 本定款の変更は、2026 年 5 月 29 日開催予定の臨時株主総会に付議される「上場廃止申請の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、2026 年 6 月 30 日に効力を生じる。ただし、株主名簿管理人の廃止については、2026 年 7 月 31 日に効力を生じる。なお、本附則は、効力発生後にこれを削除する。</u></p>
--	---